

群馬県前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊 募集要項

<p>事業の目的</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市部から本市に住所を移した者を「地域おこし協力隊」として委嘱し、赤城南麓地域（大胡・宮城・粕川・富士見地区）を中心とした全市域に地域づくりや農業、観光などの幅広い「地域協力活動」を展開し、本市のPRと地域振興を図る。 2 任期が終了した協力隊が自立して引き続き本市に定住・定着することで、地域力の維持、強化、及び人口減少の抑止につなげる。
<p>活動の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の自然や文化を大切にする行事や住民交流等の事業に積極的に参加し、本市の地域づくりを推進するために活動する。 （活動例：地域行事への参加、地域行事の企画・提案、地域情報の発信など） 2 自然豊かな赤城山南麓地域を中心に、農業支援や観光振興、移住推進のためのシティプロモーション等、各種活動を積極的に展開する。 （活動例：農業体験を活用した都市間交流、観光資源の再発見、観光イベントや移住推進イベントへの参加など） 3 本市の魅力アップのために幅広く活動するとともに、積極的な情報収集、情報発信を行う。 4 上記を中心に、市の了承の得られる内容で活動を主体的に組み立て、それを基に積極的に活動する。
<p>募集対象者</p>	<p>次の1～9の要件を全て満たす方を対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協力隊の任期終了後、自立して本市に定住・定着する意欲がある方 2 令和4年4月1日現在で、25歳以上40歳以下の方 3 都市圏等（地域要件等一定の基準があります）から本市へ住民票を移動し、市内に居住できる方（地域要件の詳細はお問い合わせください。） 4 パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）が使いこなせる方 5 普通自動車運転免許証をお持ちで、実際に運転ができる方 6 地域住民や行政職員等と積極的にコミュニケーションをとり、良好な信頼関係を築ける方 7 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができ、前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊の方針を理解して活動できる方 8 インターネットやSNSを活用した情報発信等ができる方 9 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
<p>募集人数</p>	<p>2人以内</p>
<p>市との雇用関係</p>	<p>なし</p>
<p>任用形態・任用期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隊員は前橋市長の委嘱を受け、市はその活動に対して報償費を支払うものとし、市と隊員との雇用関係はありません。 ・委嘱期間は令和4年1月1日から令和5年3月31日までとします。（必要に応じ最長で3年間委嘱することができます。） <p>※ただし、応募状況によっては委嘱開始日が早まる場合があります。</p>

活動場所	<p>・前橋市内（ただし、研修等により市外へ出張する場合があります。）</p> <p>・活動区域は、赤城山南麓エリアを中心とした全市域です。</p>
活動時間等	<p>(1) 隊員は、原則として1日当たり6時間、1か月当たり20日を目安に活動していただきます。ただし、活動の内容等により活動時間の調整をすることができます。</p> <p>(2) 隊員は、忌引その他やむを得ない事情がある場合において、市長が特に必要と認める場合には、報償費を受けて活動を行わないことができます。</p>
報償費	<p>報償費は月額 233,000 円程度を予定。ただし、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号）における地域おこし協力隊員の活動に要する経費の報償費等で示された額が変更になることが条件となります。支給時には、源泉所得税が控除されます。なお、賞与、時間外手当、退職金等は支給されません。</p> <p>また、当該月における活動時間が 120 時間に満たない場合は、実活動時間に応じて算出した額を支給します。報償費の支給は、翌月 20 日までに隊員が指定した口座に振り込みます。</p>
市の支援	<p>隊員には、上記報償費を支給するほか、活動に必要な経費について、市の予算の範囲内で支援します。</p> <p>住居に関する経費：月額 55,000 円以内</p> <p>情報発信に関する経費（通信費）：月額 6,000 円以内</p> <p>パソコン借上料：月額 4,000 円</p> <p>自動車借上料：月額 30,000 円以内（ガソリン代込み）</p> <p>また、事務室は市が提供したものを一定のルールに基づき使用することができます。</p>
福利厚生等	<p>本市との雇用関係がないため、国民健康保険、国民年金に加入し、所得税・住民税、健康保険料、年金保険料等は隊員本人が負担することとします。</p>
応募方法	<p>「前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊応募用紙」に必要事項を記入のうえ、必要書類とともに前橋市市民部生活課地域づくり係あてに郵送または直接提出してください。</p> <p>〒371-0023 前橋市本町 2-12-1 前橋プラザ元気 21 3F</p> <p>必要書類（提出された書類は返却いたしません）</p> <p>(1) 応募用紙</p> <p>(2) 住民票抄本（住所・氏名・生年月日がわかるもの）</p> <p>(3) 自動車運転免許証の写し</p>
応募受付期間	<p>令和 4 年 6 月 1 日（水）～令和 4 年 7 月 31 日（日）</p> <p>※ただし、応募状況によっては、受付期間の終了を待たずに応募受付を終了する場合があります。</p>
審査方法	<p>1 次審査（書類審査）及び 2 次審査（面接）によるものとします。</p> <p>応募書類受領後、概ね 10 日前後で 1 次審査結果を応募者に通知します。また、2 次審査終了後は、概ね 1 週間前後で 2 次審査を受けた方全員に結果を通知します。</p> <p>なお、応募に要する経費（面接に係る交通費等を含む）は、応募者負担としま</p>

	す。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市担当課である市民部生活課地域づくり係と連携を図るものとし、月に2回、隊員の活動等に関する意見交換等を行います。 ・市からの依頼等に基づき、会議等に出席することがあります。

地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者